

# 一般社団法人三重県作業療法士会

## 表彰規程

平成24年4月1日

平成29年4月7日

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県作業療法士会定款第3条の本会目的達成に著しい功績があった者の表彰に関する基準を定めるものである。

### (表彰の種類)

第2条 この規程に基づく表彰の種類は、次の各号とする。

#### 一 県士会表彰

役員、部長、委員長、ブロック長、及び学会長としてあわせて15年以上本会活動に貢献した者の表彰。

#### 二 特別表彰

前号に該当しない者の中、本会の発展に著しく寄与した者の表彰。

### (表彰候補者の推薦)

第3条 表彰候補者の推薦に当たっては、役員、部長、委員長、及びブロック長が文書でその旨を規約表彰委員会に届け出るものとする。この場合の書式は別記様式に準じて作成するものとする。但し、前条第一号の県士会表彰の候補者については、その要件を満たす者を予め規約表彰委員会が把握している場合は、文書の届け出がなくとも表彰候補者として推薦されたものとする。

### (表彰の決定)

第4条 表彰者の決定は、第3条により推薦された候補者に対し規約表彰委員会が審査を行い、理事会の承認を得て決定する。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は本会の記念式典において行う。

2. 前項のほか特別必要のある場合は、その都度行うことができる。

3. 第2条の規程に該当し、物故者となった者については前項の規程に基づき表彰することができる。

### (表彰の方法)

第6条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2. 前項の表彰状に副賞を添えることができる。

### (規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

## 附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成29年4月7日から一部改正により施行する。

表彰候補者推薦書

下記の者を一般社団法人三重県作業療法士会表彰規程第2条第（ ）号に該当する者と認め推薦いたします。

年 月 日

規約表彰委員会 委員長 \_\_\_\_\_ 殿

役員・部長・委員長・ブロック長 \_\_\_\_\_ 印

フリガナ	協会番号	男	生年月日				
氏名	( )	女	年	月	日	歳	

現住所

所属

推薦理由

表彰規程第2条第一号（県士会表彰）推薦に関する記入欄

<県士会役員、部長、委員長、ブロック長、及び学会長歴>

通算期間（重複期間は除く）

年

ヶ月間

別記記入添付

表彰規程第2条第二号（特別表彰）推薦に関する記入欄

賞罰

業績（本賞における学術および社会活動）